

## ○情報管理業務監査実施要領の制定について

平成17年3月31日例規（情）第59号

この度、別記のとおり情報管理業務監査実施要領を制定し、平成17年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

なお、「システム監査実施要領の制定について」（平成2年11月22日例規（情）第55号）は、廃止する。

### 別 記

#### 情報管理業務監査実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、情報システム等（情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第2号）第2条第2号に規定する情報システム（以下「情報システム」という。）及び同条第3号に規定する情報取扱機器（以下「情報取扱機器」という。）をいう。以下同じ。）による情報処理の適正及び効率性の確保並びに情報システム等において取り扱われる情報の保護の徹底を図るため、情報管理業務についての監査（以下「情報管理業務監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領において「情報管理業務」とは、情報システム等において取り扱われる情報を適正に管理するために必要な業務で、次に掲げる規定により行うこととされているものをいう。

- (1) 大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程（平成2年訓令第29号）の規定
- (2) 対象業務（総合情報管理システム運用管理要綱（令和5年3月17日例規（高情）第19号）第2の(2)又はインターネット利用システム等運用管理要綱（平成16年12月28日例規（情）第89号）第2の(5)に規定する対象業務をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めた例規通達又は達の規定
- (3) 前記(2)に掲げるもののほか、情報システム若しくは情報取扱機器の利用による情報処理の実施又は情報システム若しくは情報取扱機器の運用に関し必要な事項を定めた例規通達又は達の規定

#### 第3 実施体制

##### 1 総括責任者

- (1) 警察本部に情報管理業務監査総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。
- (2) 総括責任者は、警務部長をもって充てる。
- (3) 総括責任者は、情報管理業務監査の実施について総括管理するものとする。

##### 2 実施責任者

- (1) 警察本部に情報管理業務監査実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- (2) 実施責任者は、高度情報推進課長をもって充てる。
- (3) 実施責任者は、総括責任者の命を受け、情報管理業務監査の実施に関する事務を行うものとする。

##### 3 実施担当者

実施責任者は、情報管理業務監査を実施する場合は、高度情報推進課員のうちから情報管理業務監査実施担当者（以下「実施担当者」という。）を指定して、その事務を処理させるものとする。

#### 第4 部長の協力

##### 1 協力の依頼

総括責任者は、情報管理業務監査を円滑に実施するため高度情報推進課員以外の警察本部の所属の職員の協力を得る必要があると認める場合は、関係する部長に職員の派遣について協力を依頼するものとする。

##### 2 職員の派遣

前記1による依頼を受けた部長は、その主管する業務に係る情報管理業務の適正な実施のため、適任と認める職員を派遣するものとし、その派遣された職員は、実施担当者と協力して情報管理業務監査に係る事務を処理するものとする。

#### 第5 監査の種別

情報管理業務監査の種別は、次のとおりとする。

- (1) 通常監査（計画的に、所属ごとに実施期日を定めて実施するものをいう。）
- (2) 随時監査（実施責任者が必要と認めるときに実施するものをいう。）
- (3) 特別監査（総括責任者が必要と認めるときに実施するものをいう。）

## 第6 監査する事項及び内容

情報管理業務監査において監査する事項及び内容は、別表のとおりとする。

## 第7 通常監査の実施

### 1 実施計画

- (1) 実施責任者は、毎年度4月末日までに、次に掲げる事項を定める通常監査実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、総括責任者の承認を受けなければならない。

- ア 所属ごとの実施時期
- イ 監査の重点とする事項
- ウ 対象とする期間

- (2) 実施責任者は、前記(1)の承認を受けたときは、実施計画を各所属長に通知するものとする。

- (3) 通常監査は、実施計画に基づき実施するものとする。ただし、実施責任者は、特に必要があると認める場合は、総括責任者の承認を受けた上で、実施計画を変更することができる。

なお、実施責任者は、当該承認を受けたときは、その内容を速やかに関係する所属長に通知するものとする。

### 2 実施の通知

実施責任者は、通常監査を実施するときは、対象とする所属の長に、実施日時その他必要な事項をその実施の日の1週間前までに通知するものとする。

## 第8 随時監査の実施

実施責任者は、随時監査を実施する必要があると認める場合は、対象とする所属の長に次に掲げる事項を事前に通知した上、実施するものとする。

- (1) 実施日時
- (2) 監査する事項

## 第9 特別監査の実施

総括責任者は、特別監査を実施する必要があると認める場合は、実施責任者に、対象とする所属の長に次に掲げる事項を事前に通知した上、実施させるものとする。

- (1) 実施日時
- (2) 監査する事項

## 第10 実施の方法

情報管理業務監査は、書類監査及び実地監査の方法により行うものとする。

## 第11 結果の報告

実施責任者は、情報管理業務監査を実施したときは、その結果を総合的に評価した上、通常監査については1月ごとに、随時監査及び特別監査についてはその都度、書面により総括責任者に報告しなければならない。ただし、情報管理業務について改善を要する事項があると認める場合は、情報管理業務監査を実施した後、速やかに報告するものとする。

## 第12 業務の改善

### 1 改善の通知

総括責任者は、前記第11により情報管理業務監査の実施に係る報告を受けた場合において、当該報告に係る情報管理業務について改善を要すると認める事項があるときは、当該情報管理業務監査を受けた所属の長に必要な措置を講ずるように通知するものとする。

### 2 改善の結果の報告

前記1による通知を受けた所属長は、速やかに当該通知に係る措置を講じ、その結果を総括責任者（高度情報推進課）に報告しなければならない。

前 文（抄）（令和4年3月30日例規（情）第31号）

令和4年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前 文（抄）（令和5年3月17日例規（高情）第20号）

令和5年3月19日から実施することとしたので、了知されたい。

前 文（抄）（令和5年3月31日例規（府民）第43号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

別表

監査する事項	監査する内容
データベースの保有に関する事項	1 作成についての把握の実態 2 保有の必要性 3 保有の目的とデータの内容との整合性 4 データの記録状況及び利用状況 5 その他
入力資料及び出力資料の取扱いに関する事項	1 保管及び廃棄の実態 2 使用の実態 3 所属間の授受の状況及び管理状況 4 その他
対象業務の利用その他情報処理の実施に関する事項	1 対象業務に係る登録、照会等の実施状況 2 その他
事案発生時の対応に関する事項	1 管理対象情報の保護管理に関し特異又は重要な事案が発生した場合の報告状況 2 その他
教養に関する事項	1 管理対象情報の保護管理に関する教養の状況 2 管理対象情報の保護管理に関し特異又は重要な事案が発生した場合の措置に関する教養の状況 3 その他

注： この表中の用語の意義は、大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程の定めるところによるものとする。